

役員等報酬規程

社会福祉法人 わかくさ福社会

社会福祉法人わかさ福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人わかさ福祉会の役員及び評議員の報酬及び実費弁償費について、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬とは、法人と委任関係にある役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものをいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 役員及び評議員が理事会又は評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。ただし、法人業務としての入札等への立ち会いにあたった場合は別表1による報酬を支払うことができる。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 役員及び評議員が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会又は監査業務にあたった場合は、別表1による報酬を支払うことができる。

(実費弁償費)

第5条 役員及び評議員が、第3条又は第4条業務にあたったときは、費用弁償として別表1により費用弁償費を支払うことができる。

(常任役員の報酬等)

第6条 第3条、第4条及び第5条の規程にかかわらず常勤役員の報酬等は次のとおりとする。

(1) 報酬 週平均30時間以上業務にあたる役員については、別表2に定める執務報酬額の範囲で、勤務実態に応じて月額報酬を支払うことができる。

(2) 手当 給与規程に定める通勤手当

2 前項の月額報酬は、評議員会の決議を経なければならない。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、支給方法は給与規程に準じ、常勤役員本人名義の金融機関の口座に振り込むものとする。

(報酬額)

第8条 役員及び評議員の報酬額等に対して、各年度の支給総額は80万円を超えないように支給する。

(適用除外)

第9条 法人の役員を兼務する職員については、この規定を適用しない。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成30年6月17日から施行し、同年4月1日からの適用とする。

(旧規則の廃止)

平成29年4月1日より実施の役員等報酬規程は、これを廃止する。

別表第1 (第3条 第4条 第5条 関係)

(1) 理事

区 分	報 酬 額	実 費 弁 償 費
理事会会議出席報酬 (職)	16,000円	2,000円
理事業務報酬 (職)	16,000円	2,000円

(2) 評議員

区 分	報 酬 額	実 費 弁 償 費
評議員会会議出席報酬 (職)	16,000円	2,000円
評議員業務報酬 (職)	16,000円	2,000円

(3) 監事

区 分	報 酬 額	実 費 弁 償 費
理事会等会議出席報酬 (職)	16,000円	2,000円
監事監査等監事業務報酬 (職)	18,000円	2,000円

別表第2 (第6条 関係)

区 分	報 酬 額	内 容
理事及び評議員	月額200,000円以内	週平均30時間以上の業務